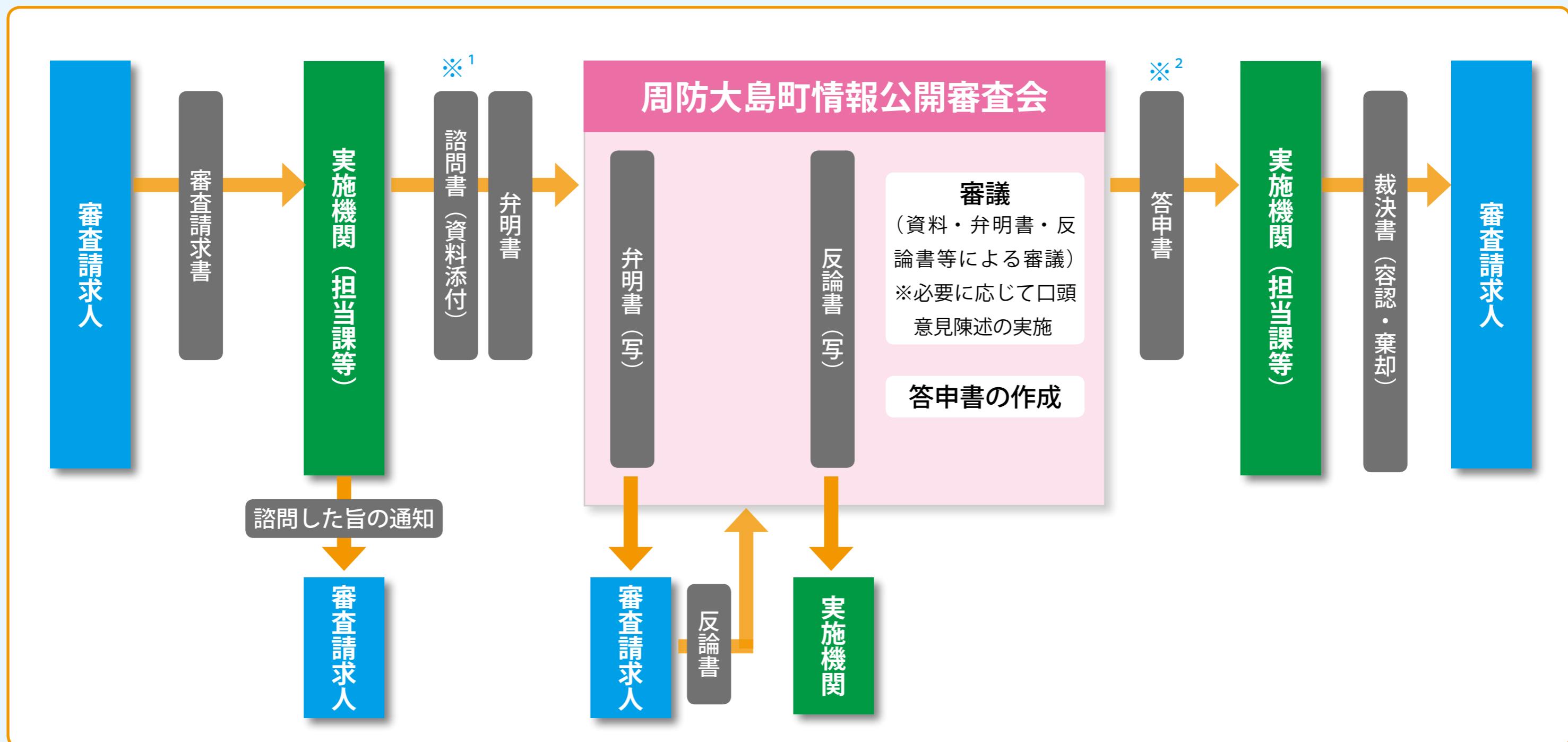


# 審査請求の流れ（概略図）【受理した場合】



※<sup>1</sup>：実施機関は、諮詢書に資料（審査請求書の写し、公文書公開請求書の写し、公文書公開決定等通知書の写し、審査請求の対象となつた資料の写し、その他必要書類）を添付し、審査会へ提出する。

※<sup>2</sup>：審査会は、諮詢があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならないことになっています。